

滑川市農業委員会総会議事録

午後 3 時 00 分 開会

1. 会議の日時 令和 8 年 2 月 5 日 (木) 午後 3 時から

2. 会議の場所 市役所本館 3 階大会議室

3. 会議に付した議案等

議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●● 外 2 件

議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●● 外 2 件

議案第 27 号 農用地利用集積等促進計画の策定について
申請人 富山県農地中間管理機構
公益社団法人富山県農林水産公社
理事長 佐藤 一絵

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

松井 滋樹、澤田 博行、中屋 作之、石原 忠則、江下 博、高橋 美彦、
新村 剛、杉本 久美子

(出席推進委員・7名)

黒田 敏弘、石黒 明、浦田 弘、荒舘 正治、滝川 裕子、開田 豊一、
伊藤 久義

(欠席委員・1名)

岩田 秀雄

5. 事務局 (3名)

北野事務局長 村田係長 小林主事

6. 会議の要旨

会 長 本日、岩田委員より欠席の届け出が出ております。
それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、杉本 久美子委員、松井 滋樹委員を指名します。
これより議案審議に入ります。

会 長 議案第 25 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件に
ついて事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第 25 号 1 番について朗読及び説明)
申請地は、●●●● 田です。
申請地は、●●●●に農地を 1 筆挟んで面する農地です。
申請地は、譲受人にて水稻が作付されていますが、●●●●頃譲渡人
が申請地含む周辺の一部農地を購入し、その後、前面道路幅員拡幅工事の
関係で、農地の一部を用地買収されたことなど、複合的な要因で譲受人の
農地の中に譲渡人の農地が混在する状態となりました。これを解消するた
め、当事者での話し合いの結果、所有権移転することになり、引き続き、
譲受人にて一体的に水稻を作付けしていくものです。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 1 月 30 日に●●●●と一緒に現地確認に行ってきました。雪が積もっ
ており農地は道路から距離があるため、現在の農地の利用状況については
不明ですが、日頃から確認はしていたので問題ありません。

推進委員 1 月 30 日に●●●●と一緒に現地を確認しましたが、雪が積もって
いたため現在の土地利用については不明でした。ただし、耕作者の●●●●
さんは●●●●取り組みをおこなっておられ、その看板も立っており、特に
問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問はありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局 (議案 25 号 2 番について朗読及び説明)

申請地は、●●●● 田です。

申請地は、●●●●に面する農地です。

申請地は、譲受人の自宅横にあり、自身が所有する畑と一体的に自家野菜を栽培しており、これまで申請地に相当する賃料を譲渡人に支払っていました。譲渡人は●●●●に居住しており、高齢であることから、資産の整理という意味もあり、実質的な耕作者である譲受人に譲渡するものです。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 事務局から説明がありましたとおり、この土地は現在も畑として耕作されているため、移転には問題ありません。

推進委員 これまでどおり、畑として維持管理されていくということですので、問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 25 号 3 番について朗読及び説明)
申請地は、●●●● 田です。
申請地は、●●●●等に面した農地です。
申請地は、譲受人がかねてより地域の営農組織の構成員として水稻の耕作を行ってきました。この度、譲渡人が高齢のため、これを機に実際耕作に携わっている譲受人に所有権を移転しようということで関係者と協議が整い今回申請されたものです。許可後も引き続き、地域の営農組織の一員として譲受人が水稻を耕作していく予定です。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 現地は譲受人である●●●●さんの自宅前であり、耕作には問題ないと思われるので、許可相当であります。

推進委員 耕作は引き続き営農組合でされるということで、問題ありません。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 議案第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第 26 号 1 番について朗読及び説明)
申請地は、●●●●に面する農地です。
申請地は、用途地域内（第 2 種中高層住居専用地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、隣接介護施設の採光確保及び住宅用地です。
申請者は、●●●●で不動産業を営んでおり、滑川市での不動産案件にも多数携わってきています。この度、譲受人が交通の便が良く、公共施設や商業施設がある●●●●地区で分譲地を計画し、申請されたものですが、隣接地に●●●●があり、その居室の採光窓に面していることから、申請地の一部を採光の用地として空けてほしいと要望があったことから、申請地の一部を分譲地、もう一部を分筆して施設側に売却することとしたものです。分筆前に一体的に申請したのは、第三者の介入によって採光地を別目的で取得されることを防ぐために、譲受人によって責任を持って採光地を確保するためです。
隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 先月末に●●●●と一緒に現地確認に行ってきました。農地はきれいに整理されており、周囲は住宅街で、●●●●地区という場所もあり何ら問題ありません。

推進委員 転用の目的にもありましたとおり、全く問題ありません。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 次の案件の地区担当は私ですので、職務代理に進行をお願いします。

職務代理 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 26 号 2 番について朗読及び説明)
申請地は、●●●●に面した農地です。
申請地は、用途地域内 (第 2 種中高層住居専用地域) の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、共同住宅敷地です。
申請者は、●●●●で不動産業をしており、この度、アパート経営をすることを計画しました。●●●●の業者が滑川市でアパートを運営する理由は、申請地が、交通の便が良く周囲に教育施設や商業施設も多く、住環境に優れ、周辺のアパートの空き室が無く、入居率が極めて高いことから、●●●●より申請地で経営する方が高い入居率を見込めるため、1LDK 8 室の 2 階建てアパートの建築を計画したものです。なお、実際の施工業者は隣接地で転用許可した分譲地と同じ業者で申請者との繋がりがあることも理由の 1 つとなっています。
隣接地との境界は全て宅地化され、土砂の流出のおそれはありません。雨水は、前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委員 今ほど事務局より説明があったとおりですが、場所は土地区画整理区域内であります。元々、宅地化を予定していた地域であり、問題ありません。現在は周辺道路の雪捨て場となっておりました。転用には何ら問題ありません。

推進委員 今ほどご報告がありましたとおり、周囲が住宅、道路となっており、農地を渡すには問題ありません。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

職務代理 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 26 号 3 番について朗読及び説明)
申請地は、●●●●に面した農地です。
申請地は、●●●●から 300 メートルの範囲内の農地であることから、市街化傾向区域の第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、境内敷地です。

申請者は●●●●であり、地域の拠り所となる神社を運営しています。この神社境内の社殿・倉庫裏が急傾斜となっており、経年により土砂が流出し、現在は建物の基礎が一部露出し、倒壊や事故の危険性が生じるほどになったことから、申請地の地権者の同意も得て必要最低限の農地を取得し、傾斜を緩やかにするとともに補強工事を行い問題を解消するために今回申請されたものです。

隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、勾配下側に側溝を新たに設け、隣接水路に放流します。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委員 神社の法面の傾斜が高く、その部分が現在は削られており、このままでは社殿が倒壊する危険性があるため、隣接する農地を利用するということでもあります。特に問題はございません。

推進委員 このまま放置しておきますと、社殿が傾斜する傾向にあり、危険であるため、農地を神社へお渡しするということで、異論ございません。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。
では、進行を会長へお返しします。

会長 続きまして、議案第 27 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 5 ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、6 ページのとおり富山県農地中間管理機構が策定した農用地利用集積等促進計画について、農業委員会の意見を求められているものです。お手元に議案資料の差し替えをお配りしております。訂正の理由を申し上げますと、来月以降に契約する案件が混ざっていたためです。なお、農地の利用集積の推進と耕作者の事務負担の低減を目的に複数いる地権者の契約期間を耕作者ごとにとできるだけ統一することとしたことから、例年と比較して今月の件数が増加しています。7 ページをお願いします。今回、筆数合計は 777 筆、面積合計は 1,233,677 m²です。内訳については 8 ページから 53 ページになります。こちらが各

地区ごとの農地中間管理事業の利用権設定状況になります。貸し手は中間管理機構、借り手は各地区の中心経営体の方々です。

会 長 この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
ではこの件につきまして、意見なしとして富山県農地中間管理機構へ回答することとします。

その他

- ・農地利用の最適化の推進の状況について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後 3 時 35 分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員